

5 G サービス ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
(目次) 第 1 章～第 11 章 (略) 第 12 章 雑則 第 64 条～第 80 条 (略) 第 81 条 サイバー攻撃の恐れへの対処を求める通知等 第 82 条～第 84 条 (略) 第 13 章 (略) 料金表 (略) 別表 (略) 附則 第 1 章～第 11 章 (略) 第 12 章 雑則 第 64 条～第 80 条 (略) (サイバー攻撃の恐れへの対処を求める通知等) 第 81 条 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成 11 年法律第 162 号。以下「NICT 法」といいます。）に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」といいます。）が行う特定アクセス行為（NICT 法に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る通信の送信先の電気通信設備に関して、機構から送信型対電気通信設備サイバー攻撃（事業法に規定するものをいいます。以下同じとします。）の恐れへの対処を求める通知を受けた場合であって、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃により 5 G サービスの提供に支障が生ずる恐れがあるときは、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る通信の送信先の電気通信設備の I P アドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を契約者回線へ接続する 5 G 契約者を確認し、当社が定める方法により当該 5 G 契約者へ注意喚起を行うことがあります。 2 (略) 3 前 2 項の規定によるほか、当社は、ショートメッセージ通信モードによりフィッシング詐欺等の危険があると当社又は当社が別に定める者が判定した U R L 又は電話番号が記述された文字メッセージが送信されたことを検知した場合であって、当社が必要と認めるときは、必要な限度で、当該文字メッセージの送信に係る契約者回線に関する 5 G 契約者を確認し、当社が定める方法により当該 5 G 契約者へ注意喚起を行うことがあります。この場合において、5 G 契約者は、当社が別に定める方法により、この注意喚起を受けないようにすることができます。 第 82 条～第 84 条 (略) 第 13 章 (略) 料金表 (略) 別表 1～別表 7 (略) 附 則 (令和 6 年 6 月 20 日経企第 1128 号) この改正規定は、令和 6 年 7 月 1 日から実施します。	(目次) 第 1 章～第 11 章 (略) 第 12 章 雑則 第 64 条～第 80 条 (略) 第 81 条 サイバー攻撃の恐れへの対処を求める通知 第 82 条～第 84 条 (略) 第 13 章 (略) 料金表 (略) 別表 (略) 附則 第 1 章～第 11 章 (略) 第 12 章 雑則 第 64 条～第 80 条 (略) (サイバー攻撃の恐れへの対処を求める通知) 第 81 条 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成 11 年法律第 162 号。以下「NICT 法」といいます。）に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」といいます。）が行う特定アクセス行為（NICT 法に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る通信の送信先の電気通信設備に関して、機構から送信型対電気通信設備サイバー攻撃（事業法に規定するものをいいます。以下同じとします。）の恐れへの対処を求める通知を受けた場合であって、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃により 5 G サービスの提供に支障が生ずる恐れがあるときは、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る通信の送信先の電気通信設備の I P アドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を契約者回線へ接続する 5 G 契約者を確認し、当社が定める方法により当該 5 G 契約者へ注意喚起を行うことがあります。 2 (略) 第 82 条～第 84 条 (略) 第 13 章 (略) 料金表 (略) 別表 1～別表 7 (略)

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
(目次) 第1章～第12章 (略) 第13章 雑則 第65条～第78条の4 (略) 第78条の5 サイバー攻撃の恐れへの対処を求める通知等 第79条～第80条の2 (略) 第14章 (略) 料金表 (略) 別表 (略) 附則 第1章～第2章 (略) 第3章 X i 契約 第1節 (略) 第2節 一般契約 第7条～第10条 (略) (請求による契約者識別番号の変更) 第11条 一般契約者は、迷惑通信（いたずら、いやがらせその他これに類する通信であって、その通信の着信音が迷惑であると認識するものをいいます。以下同じとします。）若しくは間違い通信（現に使用している契約者識別番号に対して、反復継続して誤って接続される通信をいいます。以下同じとします。）で現に困っている場合、又はM 2 M等専用番号（当社が別に定める契約者識別番号をいいます。以下同じとします。）への変更である場合に限り、前条の規定にかかわらず、契約者識別番号の変更の請求をすることができます。 2～4 (略) (注) (略) 第12条～第16条 (略) 第3節 (略) 第4章 X i ュビキタス契約 第1節 (略) 第2節 X i ュビキタス一般契約 第21条の3～第21条の5 (略) (請求による契約者識別番号の変更)	(目次) 第1章～第12章 (略) 第13章 雑則 第65条～第78条の4 (略) 第78条の5 サイバー攻撃の恐れへの対処を求める通知 第79条～第80条の2 (略) 第14章 (略) 料金表 (略) 別表 (略) 附則 第1章～第2章 (略) 第3章 X i 契約 第1節 (略) 第2節 一般契約 第7条～第10条 (略) (請求による契約者識別番号の変更) 第11条 一般契約者は、迷惑通信（いたずら、いやがらせその他これに類する通信であって、その通信の着信音が迷惑であると認識するものをいいます。以下同じとします。）又は間違い通信（現に使用している契約者識別番号に対して、反復継続して誤って接続される通信をいいます。以下同じとします。）で現に困っている場合に限り、前条の規定にかかわらず、契約者識別番号の変更の請求をすることができます。 2～4 (略) (注) (略) 第12条～第16条 (略) 第3節 (略) 第4章 X i ュビキタス契約 第1節 (略) 第2節 X i ュビキタス一般契約 第21条の3～第21条の5 (略) (請求による契約者識別番号の変更)

第 21 条の 5 の 2 X i コピキタス一般契約者は、迷惑通信若しくは間違い通信で現に困っている場合、又は M 2 M 等専用番号への変更である場合に限り、前条の規定にかかわらず、契約者識別番号の変更の請求をすることができます。 2 ～ 4 （略） （注）（略） 第 21 条の 6 ～ 第 21 条の 7 （略） 第 4 章の 2 ～ 第 12 章 （略） 第 13 章 雑則 第 65 条～第 78 条の 4 （略） （サイバー攻撃の恐れへの対処を求める通知等） 第 78 条の 5 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成 11 年法律第 162 号。以下「NICT 法」といいます。）に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」といいます。）が行う特定アクセス行為（NICT 法に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る通信の送信先の電気通信設備に関して、機構から送信型対電気通信設備サイバー攻撃（事業法に規定するものをいいます。以下同じとします。）の恐れへの対処を求める通知を受けた場合であって、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃により X i サービスの提供に支障が生ずる恐れがあるときは、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る通信の送信先の電気通信設備の I P アドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を契約者回線へ接続する X i 契約者を確認し、当社が定める方法により当該 X i 契約者へ注意喚起を行うことがあります。 2 （略） 3 前 2 項の規定によるほか、当社は、ショートメッセージ通信モードによりフィッシング詐欺等の危険があると当社又は当社が別に定める者が判定した U R L 又は電話番号が記述された文字メッセージが送信されたことを検知した場合であって、当社が必要と認めるときは、必要な限度で、当該文字メッセージの送信に係る契約者回線に関する X i 契約者を確認し、当社が定める方法により当該 X i 契約者へ注意喚起を行うことがあります。この場合において、X i 契約者は、当社が別に定める方法により、この注意喚起を受けないようにすることができます。 第 79 条～第 80 条の 2 （略） 第 14 章 （略） 料金表 通則 1 ～ 34 （略） （ユニバーサルサービス料の適用） 35 ユニバーサルサービス料の適用については、第 49 条（基本使用料等の支払い義務）及び料金表別記の規定によるほか、次に定めるところによります。 (1)（略） (2) X i 又は X i コピキタスにおいて契約者識別番号が第 11 条（請求による契約者識別番号の変更）に規定する M 2 M 等専用番号であると当社が認めたときは、料金表別記の規定にかかわらず、ユニバーサルサービス料の支払いを要しません。 （電話リレーサービス料の適用） 36 電話リレーサービス料の適用については、第 49 条（基本使用料等の支払い義務）及び料金表別記の規定によるほか、次に定めるところによります。 (1)（略） (2) X i 又は X i コピキタスにおいて契約者識別番号が第 11 条（請求による契約者識別番号の変更）に規定する M 2 M	第 21 条の 5 の 2 X i コピキタス一般契約者は、迷惑通信又は間違い通信で現に困っている場合、又は M 2 M 等専用番号（当社が別に定める契約者識別番号をいいます。以下同じとします。）への変更である場合に限り、前条の規定にかかわらず、契約者識別番号の変更の請求をすることができます。 2 ～ 4 （略） （注）（略） 第 21 条の 6 ～ 第 21 条の 7 （略） 第 4 章の 2 ～ 第 12 章 （略） 第 13 章 雑則 第 65 条～第 78 条の 4 （略） （サイバー攻撃の恐れへの対処を求める通知） 第 78 条の 5 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成 11 年法律第 162 号。以下「NICT 法」といいます。）に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」といいます。）が行う特定アクセス行為（NICT 法に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る通信の送信先の電気通信設備に関して、機構から送信型対電気通信設備サイバー攻撃（事業法に規定するものをいいます。以下同じとします。）の恐れへの対処を求める通知を受けた場合であって、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃により X i サービスの提供に支障が生ずる恐れがあるときは、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る通信の送信先の電気通信設備の I P アドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を契約者回線へ接続する X i 契約者を確認し、当社が定める方法により当該 X i 契約者へ注意喚起を行うことがあります。 2 （略） 第 79 条～第 80 条の 2 （略） 第 14 章 （略） 料金表 通則 1 ～ 34 （略） （ユニバーサルサービス料の適用） 35 ユニバーサルサービス料の適用については、第 49 条（基本使用料等の支払い義務）及び料金表別記の規定によるほか、次に定めるところによります。 (1)（略） (2) X i コピキタスにおいて契約者識別番号が第 21 条の 5 の 2（請求による契約者識別番号の変更）に規定する M 2 M 等専用番号であると当社が認めたときは、料金表別記の規定にかかわらず、ユニバーサルサービス料の支払いを要しません。 （電話リレーサービス料の適用） 36 電話リレーサービス料の適用については、第 46 条（基本使用料等の支払い義務）、料金表別記の規定によるほか、次に定めるところによります。 (1)（略） (2) X i コピキタスにおいて契約者識別番号が第 21 条の 5 の 2（請求による契約者識別番号の変更）に規定する M 2 M 等
---	--

等専用番号であると当社が認めたときは、料金表別記の規定にかかわらず、電話リレーサービス料の支払いを要しません。

37～47 （略）

(注) (略)

別記 1～別記 7 （略）

別表 1 （略）

別表 2 付加機能等

1 付加機能

(1) X i 契約に係るもの

種 類
(略)
かんたん位置情報機能（L T Eかんたん位置情報サービス）
IoT NET

(2) (略)

2 (略)

(注) (略)

別表 3～別表 7 （略）

附 則（令和 6 年 6 月 20 日経企第 1128 号）
この改正規定は、令和 6 年 7 月 1 日から実施します。

専用番号であると当社が認めたときは、料金表別記の規定にかかわらず、電話リレーサービス料の支払いを要しません。

37～47 （略）

(注) (略)

別記 1～別記 7 （略）

別表 1 （略）

別表 2 付加機能等

1 付加機能

(1) X i 契約に係るもの

種 類
(略)

(2) (略)

2 (略)

(注) (略)

別表 3～別表 7 （略）

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
附 則（令和 6 年 6 月 20 日経企第 1128 号） （実施期日） 1 この附則は、令和 6 年 7 月 1 日から実施します。 （その他） 2 経企第 3254 号（令和 2 年 3 月 26 日）の附則第 3 項第 21 号中「サイバー攻撃の恐れへの対処を求める通知」を「サイバー攻撃の恐れへの対処を求める通知等」に改め、イの次に次のウを加えます。 ウ ア及びイの規定によるほか、当社は、ショートメッセージ通信モードによりフィッシング詐欺等の危険があると当社又は当社が別に定める者が判定した U R L 又は電話番号が記述された文字メッセージが送信されたことを検知した場合であって、当社が必要と認めるときは、必要な限度で、当該文字メッセージの送信に係る契約者回線に関する F O M A 契約者等を確認し、当社が定める方法により当該 F O M A 契約者等へ注意喚起を行うことがあります。この場合において、F O M A 契約者等は、当社が別に定める方法により、この注意喚起を受けないようにすることができます。	

ワ イ ド ス タ ー Ⅲ 通 信 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
(目次) 第 1 章～第 11 章 (略) 第 12 章 雑則 第 56 条～第 66 条 (略) 第 67 条 サイバー攻撃の恐れへの対処を求める通知等 第 68 条～第 70 条 (略) 第 13 章 (略) 料金表 (略) 別表 (略) 附則 第 1 章～第 11 章 (略) 第 12 章 雑則 第 56 条～第 66 条 (略) (サイバー攻撃の恐れへの対処を求める通知) 第 67 条 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成 11 年法律第 162 号。以下「NICT 法」といいます。）に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」といいます。）が行う特定アクセス行為（NICT 法に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る通信の送信先の電気通信設備に関して、機構から送信型対電気通信設備サイバー攻撃（事業法に規定するものをいいます。以下同じとします。）の恐れへの対処を求める通知を受けた場合であって、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃によりワイドスターⅢ通信サービスの提供に支障が生ずる恐れがあるときは、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る通信の送信先の電気通信設備の I P アドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を契約者回線へ接続する契約者を確認し、当社が定める方法により当該契約者へ注意喚起を行うことがあります。 2 (略) <u>3 前 2 項の規定によるほか、当社は、ショートメッセージ通信モードによりフィッシング詐欺等の危険があると当社又は当社が別に定める者が判定した U R L 又は電話番号が記述された文字メッセージが送信されたことを検知した場合であって、当社が必要と認めるときは、必要な限度で、当該文字メッセージの送信に係る契約者回線に関する契約者を確認し、当社が定める方法により当該契約者等へ注意喚起を行うことがあります。この場合において、契約者は、当社が別に定める方法により、この注意喚起を受けないようにすることができます。</u> 第 68 条～第 70 条 (略) 第 13 章 (略) 料金表 (略) 別表 1～別表 6 (略) 附 則 (令和 6 年 6 月 20 日経企第 1128 号) この改正規定は、令和 6 年 7 月 1 日から実施します。	(目次) 第 1 章～第 11 章 (略) 第 12 章 雑則 第 56 条～第 66 条 (略) 第 67 条 サイバー攻撃の恐れへの対処を求める通知 第 68 条～第 70 条 (略) 第 13 章 (略) 料金表 (略) 別表 (略) 附則 第 1 章～第 11 章 (略) 第 12 章 雑則 第 56 条～第 66 条 (略) (サイバー攻撃の恐れへの対処を求める通知) 第 67 条 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成 11 年法律第 162 号。以下「NICT 法」といいます。）に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」といいます。）が行う特定アクセス行為（NICT 法に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る通信の送信先の電気通信設備に関して、機構から送信型対電気通信設備サイバー攻撃（事業法に規定するものをいいます。以下同じとします。）の恐れへの対処を求める通知を受けた場合であって、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃によりワイドスターⅢ通信サービスの提供に支障が生ずる恐れがあるときは、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る通信の送信先の電気通信設備の I P アドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を契約者回線へ接続する契約者を確認し、当社が定める方法により当該契約者へ注意喚起を行うことがあります。 2 (略) 第 68 条～第 70 条 (略) 第 13 章 (略) 料金表 (略) 別表 1～別表 6 (略)